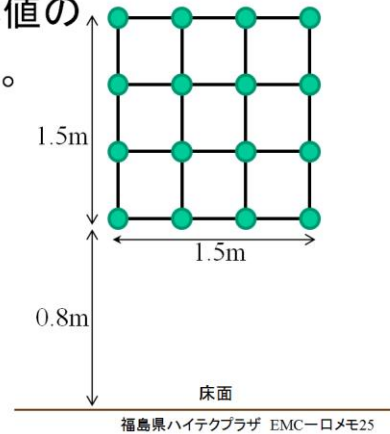


25. 電界均一性

- 電界強度が定義領域面(床上0.8mで1.5m×1.5mの垂直面)の75%以上(測定点16点中12点)にわたって公称値の-0~+6dBの範囲内であること。

ただし、この大きさよりも小さい面でも供試装置及びこれに附属する配線が十分に照射される場合は、この大きさよりも小さくてよいが、0.5m×0.5mより小さくしてはならない。

JIS C61000-4-3 より



放射無線周波電磁界イミュニティ試験においては、「均一領域」という概念が用いられます。

均一領域とは、幅1.5m高さ1.5mの電界の仮想垂直面です。規格では、この面内の75%以上が、電界変化-0~+6dBの範囲内であることが求められています。

均一領域面の校正は、少なくとも1年ごと、または試験室内の構成が変わったときに、試験室内に供試装置がない状態で行います。

床置き装置のように供試装置が大きく、1.5m×1.5mの電界均一領域をはみ出す場合は、電界均一領域外の電界強度を測定・記録して試験します。

また、卓上機器であっても1.5m×1.5mの電界均一領域より大きい供試装置の場合は、供試装置の各部分が、少なくとも1回は電界均一領域に入るように移動させて、部分放射を行います。

※「資料を読まれる方に」もお読みください。